

手数料等につきまして

日産カード会員規約等に記載の文面にて定める手数料等を補足いたします。

補足一覧表

規約書名	該当条項	補足内容
------	------	------

カードの年会費につきまして		
日産カード会員規約	(カードの年会費) 第8条 1. 本人会員は、当社に対し <u>所定の年会費</u> を支払います。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知します。	所定の年会費 1,375 円 (消費税込)
NISMO CARD 特約	(NMC 年会費) 第5条 NISMO CARD“Club NISMO”の本人会員は、会員規約に定める年会費の他、 <u>NMC 所定の年会費</u> （以下「NMC 年会費」という。）をNMCに支払います。なお、NMC 年会費は、NMC が集金代行を委託する当社に対して支払うものとし、支払方法についてはカード利用代金の支払方法と同様とします。	NMC 所定の年会費 3,300 円 (消費税込)
日産カードETCカード特約	(ETC カードの年会費) 第8条 1. 本人会員等は、当社に対し指定カードの年会費とは別に <u>ETCカードの年会費</u> を支払うものとし、ETCカードの年会費の支払方法は、ETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。	ETC カードの年会費 0 円

カードの再発行につきまして		
日産カード会員規約	(カードの再発行) 第7条 2. 本人会員は、当社がカードの再発行にあたり <u>当社所定の手数料</u> を請求したときは、これを当社に支払うものとし、当該手数料の支払方法は、カード利用代金の支払方法と同様とします。	当社所定の手数料 1,100 円 (消費税込)

日産カード E T C カード 特約	(ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行) 第 7 条 2. 当社は、当社が適当と認めた場合に E T C カードを再発行します。その場合、本人会員等は、<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。	当社所定の手数料 550 円 (消費税込)
--------------------	---	---

海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして		
日産カード会員規約	(代金決済) 第 11 条 2. 本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として<u>所定の手数料率</u>を加算したレートを適用するものとします。	所定の手数料率 3.85% (消費税込)